

平成十九年十一月三十日受領
答弁第二五〇号

内閣衆質一六八第二五〇号

平成十九年十一月三十日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の「論文」の中にお尋ねの記述があることは承知している。

二について

衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問に対する答弁書（平成十七年十月二十一日内閣衆質一六三第一四号）の二から五までについて及び在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する再質問に対する答弁書（平成十七年十一月一日内閣衆質一六三第二七号）のから八までについてで述べたとおり、「ループル委員会」なる組織が在モスクワ日本国大使館内において設けられていたことは確認されていない。

三及び四について

御指摘の「論文」については、外務省として御指摘の職員に対して意見を伝えた。

五について

お尋ねは、御指摘の職員の国会への招致に関するものであって、外務省としてお答えすることは差し控
えたい。いずれにせよ、二についてで述べたとおり、「ルーズブル委員会」なる組織については、累次の質
問主意書の答弁書によってお答えしている。